

西魏・北周の二十四軍と「府兵制」

平 田 陽 一 郎

はじめに

一 二十四軍と郷兵

二 二十四軍Ⅱ鮮卑部落兵制の理解をめぐって

三 開皇十年詔と「部族解散」

むすび

はじめに

西魏時代に創始されたいわゆる「府兵制」が、隋唐世界帝國を生み出す原動力となった、というのが本當であろうか。また假に事實であるとして、それはどのような意味・實態においてであろうか。「府兵制」研究の基盤を築いた濱口重國氏は、租庸調則ち課役を免除するだけで済む安上がりな兵民一致の徴兵制として「府兵制」像を描くことで、この疑問に答え^①た。しかし、北朝期の「府兵制」が兵民分離の状態にあったことは、氣質澤保規氏によつて解明されたとおりであるし、^②かつ谷川道雄氏は、一見完全な兵民一致のように感じられる唐の「府兵制」も、兵民分離の延長線上にとらえられるべきものとされている。^③こうしてみると、濱口氏の兵民一致の徴兵制説は、實質的に崩壊したといつて良いように思われる。ところが一方で、渡邊信一郎氏の研究によれば、^④北魏以降、唐代開元年間⁽⁴⁾にいたるまで、編戸百姓が征戍・防人の軍役を

負擔し續けており、一貫して兵民一致の體制であつたと指摘されている。果たして、兵民一致と分離のいずれが正しいのであろうか。

この兵民一致・分離の觀點と並んで研究者の理解が分かれるのが、「府兵制」における胡族的要素と漢族的要素をどう見るかについてである。例えば陳寅恪氏は、西魏期の「府兵制」を鮮卑の部族制時代の遺制と推定されたが、川本芳昭氏もこの説をさらに展開されている。⁽⁶⁾ 陳氏の説は、濱口氏に「餘りに恣意なる解釋」と批判され、⁽⁷⁾ 谷霽光氏も批判的な見解をとられるが、菊池英夫氏はその谷氏においてもなお鮮卑の要素の過重視が残るとして、⁽⁸⁾ 漢族的傳統をかなり重く見られている。雙方の認識の隔たりは大きいといえよう。

さて、兵民一致か分離か、胡族の漢族のこのかという觀點に、兩者の折衷という立場も加えるならば、それを組み合わせるだけで都合九通りの見解が用意されることになる。龐大な研究成果が生み出されながら、未だに異論が絶えないゆえであるが、この困難さに拍車を掛けているのが、「府兵制」という用語自體が抱える問題である。實は「府兵制」という用語は、同制度が實施されたという西魏大統中から唐天寶年間にいたる二百年の長きにわたり、一度として記錄に書き残されたことはない。かつて筆者が論じたように、⁽⁹⁾ 「府兵制」とは、後世になつて様々な思惑のもとに、「兵民一致の理想的な兵制」として假想・捏造された用語・概念であり、その制度的系譜が西魏まで意圖的に遡らされて今日にいたつたものなのである。つまり取えて極言すれば、これまで一般的に考えられてきた「府兵制」などという制度は存在していなかったであり、これを無條件の前提としてきた先行研究は、その出發點において大きな誤りを犯しているといわねばならないのである。

そこで本稿では、そもそも「某々制」と呼稱されるべき何らかの軍制・兵制が、當該時代に存在したのかどうか、もしあつたとすればその制度の實態はどのようなであり、またその本質はどこに求められるのかについて、考え直してみることにした。

一 二十四軍と郷兵

隋唐帝國を生み出す原動力となった「府兵制」は、西魏の二十四軍にはじまり、その兵力は、鮮卑北族系軍士の流入が少なかった西魏・北周では、關隴の漢族郷兵をもつて構成された⁽¹⁰⁾というが、まずこの一般的な理解から再検討してみよう。

「府兵制」の用例が、その實施時期に關わる史料中に一切見当たらないのと異なり、「二十四軍」は各種史料に散見されるので、二十四軍制と呼ばれるべき軍制が同時代に存在したことは間違いない。それら關連史料で最も重要視されてきたのが、『周書』卷十六末尾の史臣曰條と『北史』卷六〇末尾の論曰條である。紙幅の關係で引用は省略するが、同史料に關しては、前島佳孝氏が唐室の祖の李虎をめぐる序列の改竄を摘示し、山下將司氏が「八柱國家」という概念の唐初における捏造を論證する⁽¹²⁾など、諸氏による詳細な検討を経たいま、西魏期の實態を傳える史料としての信憑性は、ほぼ失われたといつて良い。そこで史臣曰條・論曰條は除外し、その他の史料によつて二十四軍制を概観しておこう。

二十四軍制の起源は、『周書』卷二、文帝紀下、大統三（五三七）年八月の條に、

太祖（宇文泰）、李弼・獨孤信・梁禦・趙貴・于謹・若干惠・怡峯・劉亮・王惠・侯莫陳崇・李遠・達奚武等の十二將を率いて東伐す。

とある宇文泰直屬の十二軍に遡るであらう。⁽¹⁴⁾『周書』卷十一、晉蕩公（宇文護）傳に、

太祖の丞相と爲りて自り、左右十二軍を立て、總べて相府に屬す。太祖の崩ぜし後、皆護^{みな}の處分を受け、凡そ徵發する所、護の書に非ざれば行われず。護の第の屯兵・禁衛は、宮闕於り盛んなり。

とあるように、二十四軍は「左右十二軍」とも稱されており、名稱上の關連もうかがわれるからである。宇文泰没後、この左右十二軍と二十四軍を宇文護が繼承し、これが宇文護專權の基盤となった。また、『周書』卷三、孝閔帝紀、孝閔帝元（五五七）年八月甲午の詔に、

帝王の天下を治むるや、博く衆才を求め、以て厥その民を父め弗おさる閔し。今、二十四軍、宜しく賢良にして民を治むるに堪みうる者を挙げ、軍ごとに九人を列すべし。挙げらるるの人、後に於いて厥の任に稱わざれば、擧ぐる所の官司、皆其みなの罪を治めよ。

とあるように、二十四軍は北周に受け継がれたが、獨自に人材の登用が圖られていることなどから見ると、一般の州郡には屬さない、特殊な軍事集團を構成していたようである。そして、同じく宇文護傳に、保定三（五六三）年の北齊討伐について、

是に於いて二十四軍及び左右廂の散隸、及び秦隴巴蜀の兵、諸蕃國の衆二十萬人を徴す。⁽¹⁵⁾

とあるように、北周全軍における主力の地位を占めていたが、その後、『周書』卷五、武帝紀上、建德三（五七四）年、春正月丙子の條に、

初めて短衣を服し、二十四軍の督將以下を享し、試みるに軍旅の法を以てし、酒を縱ほしにし歡を盡くさしむ。

とあるほか、宇文護を誅殺して親政を開始した武帝が、二十四軍を自ら掌握すべく、「講武」や「大閱」を繰り返し實施していたことが史料から窺われる。⁽¹⁶⁾ ここにはじめて、二十四軍は、名實ともに皇帝の直屬軍とされたと考えられる。なお、北周最末期の用例として、「王臺募誌」⁽¹⁷⁾に、

大象元（五七九）年、周の宣帝、君の剖割に稱する有るを以て、敕して左司武中錄を授く。聖上（楊堅）時に左司武大將軍を領し、特に職任を垂る。作相の初め、皇運の始めに及び、君は寄を心腹に受け、職を兵機に參じ、重しを負い氷を飲み、内外を監檢す。時に、新たに直潁府を置き、周朝の六衛並びに廿四軍を總ぶるに、君の股肱弼幹なるを以て、左直潁府司錄を授く。開皇元（五八一）年……。

とあるように、北周の二十四軍の統轄權は、隋の文帝楊堅の手に落ちた。結果、二十四軍の機構と官員とは、ほぼそのまま北周末から隋初へと受け継がれたと思われるが、『隋書』卷一八、百官志下に、隋代の監牧の制を傳えて、

其の驛驢牧及び二十四軍馬牧は、牧毎に儀同及び尉・大都督・帥都督等の員を置く。

とあり、『隋書』卷六五、周法尚傳に、煬帝の榆林行幸時に、内史令の元壽が、

今、御營の外、請うらくは分ちて二十四軍と爲し、……千里絶えざらしめんことを。

という行軍方法を煬帝に勧めているように、二十四軍という呼稱も使用され続けたようである。「はじめに」でも觸れたように、「府兵制」の起源を二十四軍制に求めるのは、史料的に問題のある『鄴侯家傳』ではじめて説かれた後世の附會に過ぎない。これを無批判に踏襲して、二十四軍制が「府兵制」に發展したなど考える必要はまったくなく、二十四軍はあくまで二十四軍として隋に繼承されたと理解しておけば良いと思われる。

つづいて、この二十四軍を構成した兵力について考えてみよう。西魏成立當初に宇文泰が結集し得た直屬部隊は、せいぜい三萬ほどであったと推定されるが、このなけなしの兵力も、大統九（五四三）年の邙山の戦いで大敗、壊滅してしまつた。かくて早急に中央直屬軍を再編する必要に迫られた宇文泰が採つた方策が、『周書』卷二、文帝紀下、大統九年三月の條に、

是に於いて廣く關隴の豪右を募り、以て軍旅を増す。

とある、いわゆる「廣募豪右」政策と、『周書』卷二三、蘇椿傳に、

（大統 十四（五四八）年、當州に郷帥を置くに、郷望の衆心に允當するに非ざる自りは、焉れを預かるを得ず。乃ち驛をして椿を追いて郷兵を領せしむ。

とあるほか、史料に散見する「統領郷兵」政策であつた。谷川道雄氏の研究によれば、まず「廣募豪右」を通じて募られた群小豪族・豪右達の統率する小部隊が、その後の「統領郷兵」で、より大きな影響力を持つ各地の郷帥を中心に整理・統合されることで、これら郷兵部隊が二十四軍へと編成されたというが、従うべき見解であろう。

さて、二十四軍の兵力を構成したとされる郷兵を始め、北朝後期に活躍した義徒・義衆などと呼ばれた在地の軍事集團

については、すでにいくつかの研究がある。⁽²⁰⁾ いまそれらも参考にして實例を示せば、表1のとおりであるが、ここからは三つの側面、すなわち①時間的な側面、②地域的な側面、③種族的な側面における特徴を指摘することができる。

まず①時間的側面として、軍事集團の結集が、「廣募豪右」「統領鄉兵」が實施された大統年間後半期に限らず、前後の長期にわたって行われていることに気づく。實は、宇文泰による兵力募集は、『周書』卷一、文帝紀上、永熙三(五三四)年の條に、

太祖乃ち檄を方鎮に傳えて曰く……、並びに宜しく逆を捨て順に歸し、效を軍門に立つるべし。封賞の科、已に別格有り。凡百の君子、勉めざるべけんや、と。太祖、諸將に謂いて曰く……、王羆、甲士一萬を率いて、先に華州に據る……、と。

とあるように、西魏建國以前から盛んに行われており、『周書』卷十八、王羆傳に、

京兆霸城の人……、世々州郡の著姓と爲る……。太祖の兵を徴して勤王の舉を爲すに屬び、前驅して命を效さんことを請い、遂に大都督と爲り、華州に鎮す。

とあるように、「勤王の舉」の大義名分ゆえか、これに應じる在地の有力者も少なくなかった。そして、『周書』卷二八、權景宣傳に、大統三(五三七)年頃のこととして、

乃ち太祖の書を偽作し、招募して五百餘人を得、宜陽に保據し、大軍續き至ると聲言す。

とあり、『周書』卷三四、楊尨傳に、やはり大統初頃のこととして、

義徒の背叛するを恐れ、遂に偽りて太祖の書を爲り、人を遣わして外従り送り來たる者の若くし、已に軍を遣わして四道より援けに赴くと云わしむ。

とあるように、彼らは宇文泰からの勧誘の書簡を偽造して(事實、書簡が下された場合もあったであろうが)、義徒を結集し、西魏に款みを通じたのである。その結果が、『周書』卷二、文帝紀下、大統三年八月の條に、

表1 西魏・北周・隋における在地の軍事集團

	北魏末～西魏大統八（五四二）年以前	大統九年～西魏末（五五六）	北周期（五五七～五八〇）	隋開皇年間以後（五八一～）
關中	王熊「率鄉兵」（周二九二）	蘇椿「領鄉兵」（周三九六）	田式「領鄉兵」（隋一六九三）	
	宇文貴「率鄉兵」（周三一一）	郭彥「統領鄉兵」（周六六六）		
	王悅「率募鄉里」（周五七八）	韋瑱「兼領鄉兵」（周六九四）		
	李賢「率鄉人；率鄉兵」（周四一四）			
	李遠「率勳鄉人」（周四一八）			
隴右	李穆「領鄉兵」（隋一一五）			安修仁「領本鄉兵」（墓碑）
劍南		令狐整「率鄉親」（周六四三）		
淮南	鄭偉「糺合州里」（周六三四）	任果「率鄉兵」（周七九九）	張謠「領鄉兵」（隋一五二〇）	樊子蓋「領鄉兵」（隋一四八九） 陳稜「領鄉兵」（隋一五一九） 劉權「領鄉兵」（隋一五〇四）
河南	司馬裔「率其義衆入朝」（周六四五）	楊君（偉）「領鄉兵」（墓誌）		
	劉志「糺合義徒」（周六四九）			
	趙肅「領所部義徒」（周六六三）			
	李長壽「率勳義士」（周七七三）			
	韓雄「招集義衆」（周七七六）			
	陳忻「率義徒」（周七七八）			
	魏玄「率募鄉曲；每率鄉兵」（周七八〇）			
	泉企「率鄉兵」（周七八六）	泉仲遵「率鄉兵」（周七八八）		
河東	泉元禮「督鄉里」（周七八六）			
	陽猛「收集義徒」（周七九六）			
	楊樹「率義徒」（周五九一）			
	裴俠「領鄉兵」（周六一八）	柳敏「領本鄉兵」（周五六〇）		
	敬珍「招集義勇」（周六二六）	宋忻「領本鄉兵」（墓誌）		
	裴果「率其宗黨歸闕」（周六四七）			
	裴遂「糺合鄉人」（周六六八）			

※「鄉兵」「義徒」及び類似的例のみ挙げた。これら明確な表現を用いなくても在地で軍事集團が結集されている例は多数あるが、この表には示していない。

※地理区分は、王仲犖『北周地理志』（中華書局一九八〇年）に従うが、「河北」のみ支配状況に鑑みて「河東」と表記する。

※九括弧内は出典で、「周」は『周書』、「隋」は『隋書』の略號、數字は中華書局本の頁數。「墓誌」は當該人物の墓誌を指すが、逐一出典は示さない。

是に於いて宜陽・邵郡みな皆來たり歸附す。是より先、河南の豪傑は多く兵を聚めて東魏に應ずるも、是に至りて各々所部を率いて來降す。

とある河南の「豪傑」の「所部を率いて」の大量歸順であつた。表1に挙げた實例を数えてみると、在地の軍事集團の主要な結集・活動地域は、「廣募豪右」政策の對象とされた關中・隴右（全十二例）というよりも、むしろ河南・河東（全二〇例）の方であつたといつても過言ではなからう。これが、②地域的な側面から見た特徴として、押さえておかねばならない點である。

なお、これら河南・河東の軍事集團は、自發的な性質がより濃厚に認められるといった點で、「廣募豪右」「統領鄉兵」に伴い組織された關隴の鄉兵集團とは一線を畫する存在であつたと思われる。恐らくは、上に見た王熙の發言として、『周書』卷十八、王熙傳に、

（大統三年頃）若し茹茹、渭北に至らば、王熙、鄉里を率いて自ら之れを破り、國家の兵馬を煩わさざらん。何爲れぞ天子城中にて、遂に此の如き驚動を作すや……。

とあるように、「國家の兵馬」（中軍Ⅱのちの二十四軍）とは別個の、いわば外軍の民間義勇兵的存在だつた考えられる。ただし、王熙が豪語したように、その「鄉里」の實力は相當に強く、實際、邙山の戦いの前後を通じて、對東魏・北齊戦の主力を擔っていたのは、河東・河南の在地勢力だったのである。もつとも、中外軍がまったく没交渉だつたわけではない。例えば、『周書』卷三六、司馬裔傳に、

大統三年、大軍の弘農を復するや、乃ち溫城に於いて起義し、遣使送款す……。此自り頻りに東魏と交戦し、毎に克獲する有り……。八（五四）年、其の義衆を率いて入朝す。太祖之れを嘉し、特に賞勞を蒙る。頃之、河内にて四千餘家の歸附する有りて、竝びに裔の鄉舊なれば、乃ち前將軍・太中大夫を授け、河内郡守を領せしめ、流民を安集せしむ……。十五（五四九）年（後出「司馬裔神道碑」は十三年に作る）、太祖、山東の立義の諸將等に令して能く衆を率

いて入關する者に、苴^すびに重賞を加う。裔、戸千室を領して先に至り、太祖以て裔を封ぜんと欲す。裔、固辭して曰く、立義の士、郷里を辭し、親戚を捐^すて、遠く皇化に歸するは、皆^{みな}誠心より内に發す。豈に裔の能く之れを率いんや。今以て裔を封ずるは、便^{これ}ち是義士を賣りて以て榮を求むるなれば、願う所に非ざるなり、と。太祖善しとして之れに従う。帥都督を授け、其の妻元に拜して襄城郡公主と爲す。十六（五五〇）年、大軍東伐するや、裔、前鋒と爲るを請う……。魏廢帝元（五五二）年、裔を徵し、本兵を以て漢中に鎮せしむ……。尋いで所部の兵を率いて尉遲迴に従いて蜀を伐ち……。

とあるように、宇文泰は河南・河東の義徒・義衆を入關させているが、これはかれらを關中に集團移住させ、二十四軍に編入したものと推定される。⁽²¹⁾これに應じた司馬裔とその配下は、遠く漢中・四川征討にも從軍しており、文字通り「郷里を辭し、親戚を捐て」て、「在朝四十一年、身は一百餘戰を經」（『庾子山集』卷十三「司馬裔神道碑」）、「在戎四十二年、身は六十九戰を經」（同卷十五「司馬裔墓誌銘」）とある戦いにつぐ戦いの日々を送ったのである。⁽²²⁾

ちなみに、同じような在地の軍事集團の移住と轉戰の事實をうかがわせるもう一つの史料に、『周書』卷三三、趙昶傳の記事がある。

大統九（五四三）年、(A)大軍、律を邛山に失うや、清水氏酋の李鼠仁、軍自り逃げ還り、險に憑きて亂を作す……。昶、鼠仁に見え、諭すに禍福を以てす……。鼠仁感悟し、遂に相率いて降る……。東秦州刺史の魏光、(B)因りて其の豪帥四十餘人并びに部落を華州に徙すや、太祖即ち昶を以て都督と爲し之れを領せしむ……。十五（五四九）年、安夷郡守を拜し、長蛇鎮將を帶ぶ。氏族荒獷にして、世々難治と號するも、昶の威懷するに禮を以てするや、悅服せざる莫し。期歲の後、軍に従うを樂^{ねが}う者千餘人。帥都督を加授す。時に軍機に屬び、(C)科發切急なれば、氏情之れに難し^しみ、復た相率いて謀叛す……。昶自ら拔擢せられて將帥の任に居るを以て、心を傾け士に下る。氏・羌を虜獲し、撫して之れを使うや、皆昶の爲に盡力す。太祖常に曰わく、國家の士馬を煩わさずして能く氏・羌を威服する者は、

趙昶之れ有り、と。

とあるのがそれである。趙昶が「國家の士馬」の軍事力によらず服屬させた氐・羌は、(A)邛山の戦い以前から宇文泰麾下に参じていたが、のちに(B)豪帥の率いる部落ごと華州(大統三年末～四年初に宇文泰が霸府を開き、その後自らも常駐した二十四軍の本據地)⁽²³⁾に徙されて、中央直屬軍に編入されたようであり、(C)こうした氐・羌に對する軍役の「科發」が盛んに行われていた事實が明らかとなる。これが、③種族的側面における特徴として注目したい點である。

前掲の表1に登場する在地の軍事集團のうち、河南の欄に擧げた上洛豐邑の泉氏(泉企・泉元禮・泉仲遵父子)は、正史中にも巴夷出身と記される豪族である。同じく陽猛も、非漢族と見て間違いないようである。⁽²⁴⁾このように編纂史料からも複數の實例を擧げ得るが、檢索の對象を廣げて石刻史料も見ていくと、こうした非漢族軍事集團の存在がいっそう浮き彫りになる。例えば馬長壽氏は、北族・氐・羌などの諸族が入り亂れて活動する關中の生々しい實態を、碑刻史料を通じて再現しているが、⁽²⁵⁾兼平充明氏は、馬氏も取り上げた「北周建德三年建崇寺造像記」を詳細に檢討され、秦州略陽氏の豪族呂氏に對して、西魏・北周政權が賜姓等の恩典を與えて彼らを取り込み、部族的形態を維持したまま軍事力として利用し、かつ呂瑞なる人物が「二十四軍判事」(隴右金石錄)所收「開皇八年呂瑞墓誌銘」として從軍した事實を解明されている。⁽²⁶⁾また毛漢光氏も、「廣募豪右」の主な對象は關中の羌氏部落であつたとされている。⁽²⁷⁾毛氏の見解についてはこのように限定できるか疑問なしとしないが、⁽²⁸⁾次節でも觸れるように、出土が相次ぐ墓誌史料によりソグド人軍團の存在までが知られるようになったいま、⁽²⁹⁾非漢族軍事集團の廣範な存在は否定すべくもない。二十四軍制は「胡漢融合」の制度と普通理解されているが、文字面に引きずられて當然その過半を漢族郷兵部隊が占め、主力となつたと考えてしまうと、『通典』卷二〇〇、邊防典十六に、

周・齊、騎を以て戰う毎に、夏人を驅りて肉の籬^{かきね}と爲し、詫^{しか}りて曰く、當に漢の狗を判^きり馬を飼うべし、刀は漢の狗の頭を刈るべくして、草を刈るべからざるなり、と。

とあるような、恐るべき實態から遠のいてしまうことになるであろう。

さて、この「夏人」の兵士に關わるのが、『隋書』卷二四、食貨志に、

建德三（五七四）年、軍士を改めて侍官と爲し、百姓を募りて之れに充て、其の縣籍を除く。是より後、夏人半ば兵と爲れり。

とある記事である。從來、この史料は、『周書』卷五、武帝紀上、建德三年十二月の條に、

荆・襄・安・延・夏五州の總管内に詔して、能く率募し從軍する者有らば、官を授くること各々差有り。其の貧下戸は、給復すること三年。丙申、諸軍の軍士を改めて並びに侍官と爲す。

とあるのと結びつけられ、建德三年に兵力の大幅な擴充、特に夏人を對象とした郷兵率募形式による大量増募が行われ、彼らが軍籍に附けられると同時に、皇帝の榮譽ある軍士として「侍官」の稱號を與えられたと解釋されている。³⁰筆者の見たところ、すべてが郷兵結集という形を取ったものか、この時にそれほどの兵力増強が爲されたものか疑問なしとしない。「夏人半ば兵と爲れり」というのは、財政的觀點に立つ食貨志撰者ならではのかかなり大げさな表現であろう。ただし、誇張ではあつても虚構ではないのであつて、この建德三年の兩史料からは、北周末の時點でも郷兵結集方式による集兵が行われ續けており、しかもこの「夏人」の大量參入以前には、逆に「夏人」以外の胡人と目される者達が、むしろ主力を占めていた事實を讀み取るべきだと考える。

二 二十四軍Ⅱ鮮卑部落兵制の理解をめぐる

前節で見たように、北朝後期に活躍した在地の軍事集團は、①時間的にも、②地域的にも、③種族的にも極めて多様な存在であつた。そして、「二十四軍とは結局北鎮・關隴の郷兵集團をピラミッド型に統合したもの」と理解されるのであるが、³¹では二十四軍とは各種軍事集團の單なる寄せ集め、烏合の衆に過ぎないのであろうか。この點については、かくも

雑多な集團をもって國軍の主力とする困難さと、それを可能にする補完措置として、配下の軍人の恣意的な取り扱いを禁じ、所屬部隊の勝手な變更を許さない等、集團維持のための各種法制が整備されたことを指摘したことがある。⁽³²⁾では、なぜそこまでしてこうした體制を取ったのかといえ、一つには豪族の在地における規制力に頼らなければ兵力の結集がでなかった可能性がある。つまり、他に選擇肢がなかったとする理解であるが、これは當たらない。なぜなら、西魏・北周では丁兵制として一般編戸からの力役・軍役徵發が確かに行われており、⁽³³⁾敢えて郷兵結集方式を採用していると理解されるからである。

在地の軍事集團というのは、混亂期に郷里防衛などを目的として自然發生的に出現するものであり、社會情勢が安定に向かうにつれ、むしろ國家の支配の貫徹に抵觸する存在として、解散ないし活動を制限されるのが普通であるように思われる。⁽³⁴⁾ところが逆に、これをもって國軍の中核を形成し、かなり長期にわたって維持・發展を圖ったというのは、相當に特殊な現象であろう。そして、この點こそが二十四軍制の、ひいては西魏・北周の一大特徴なのであるから、當然そこには積極的な理由が見いだされねばならない。

そもそも西魏・北周は、北魏孝文帝以來の漢化政策と、これに反對した六鎮の亂後の混亂の中で成立した鮮卑色濃厚な政權であった。孝文帝以降も、北鎮一帯では強固に維持された胡族の傳統と、漢族の傳統とがどう關わり、または止揚されて、新たな國家なり社會なりが生み出されたのか。これがこの時代について考察する際の基本的な視座の一つとなろうが、あるいは最も鮮卑北族流で良い部分が、北中國での彼らの活動を長く支えてきた力の根源たる軍事だったのではなからうか。事實、「武帝嘗て雲陽宮に於いて鮮卑語を作し羣臣に謂いて云く……、神武公紇豆陵毅答えて曰く……」⁽³⁵⁾（『隋書』卷四二、李德林傳）とあるように、皇帝と羣臣が鮮卑語で語り合い、『隋書』卷三二、經籍志に「鮮卑號令一卷、周武帝撰」が著録され、また西魏・北周軍兵士が、鮮卑語で歌われる「簸邏迴歌」系軍樂を高唱していたらしいことから見て、⁽³⁵⁾多民族からなる西魏・北周軍隊内部では、鮮卑語が公用語とされていたと考えられる。そして、二十四軍の高級將領は一

貫して鮮卑北族系出身者が占め、漢族人士との間には明らかに昇進における差別があった。⁽³⁶⁾ さらにいえば、二十四軍兵士は蕃漢問わずに共通・共感できる郷兵率募形式によって結集されたが、郷兵統率者の多くに宇文などの胡姓が與えられ、『周書』卷二、文帝紀下、魏恭帝元（五四）年の條に、

魏氏の初め、國三十六、大姓九十九を統ぶ。後に多く絶滅す。是に至り、諸將の功高き者を以て、三十六國の後と爲し、次功の者を九十九姓の後と爲す。統ぶる所の軍人も亦、改めて其の姓に従う。

とあるように、配下の軍人も主人の姓に従うべく定められている。この賜姓・改姓については未だ不明確な部分も残されているが、この軍人改姓の措置が、部落の族長が名乗る姓をその部民も名乗るという鮮卑北族の習俗を踏まえたものであるのは間違いない。⁽³⁷⁾ したがって、その改姓の対象範圍が廣かろうが狭かろうが、またそれがいかに形式的であろうとも、軍隊を鮮卑固有の部落組織化しようとした確かな證據と見て過たないであろう。

西魏・北周期における軍制が、魏晉以來の中國の傳統と、鮮卑北族系の影響との二つの流れで構成される前史と密接不可分の關係にあることはいうまでもない。筆者自身、隋煬帝期「府兵制」の検討を通じて、これが魏晉以來の都督制・總管制を不可缺の一部とすることではじめて機能しうる制度であったと論じたことがある。⁽³⁸⁾ ただし、西魏・北周政權の背骨に當たる中央軍組織Ⅱ二十四軍制は、漢族・非漢族が協力して作り上げたといった風の、單純な「胡漢融合」の新制度と見なすことはできない。もちろん擬制的な部分はあるのであるが、あくまでも鮮卑部落兵制として構想され、宇文泰らによって着實に實體化させられていった制度だと考えられるのである。

さて、以上の考察に大過なく、二十四軍制が漢族的傳統ではなく、鮮卑的傳統に根ざす軍制であったとすれば、北魏の軍制はもちろん、匈奴の二十四長やモンゴルの千戸制、あるいは清の八旗制といった遊牧軍制とこそ比較の俎上に載せられるべき制度ということになる。左右翼による配置などは、二十四軍（左右十二軍）から唐代「府兵制」の中央左右諸衛體制まで一貫して見られる遊牧軍制的特徴といえようが、二十四軍制にさらに鮮卑北族的な特徴を見いだせないであら

うか。ここで筆者が注目したいのが、宇文泰存命中のこととして、『周書』卷十五、李耀傳、魏恭帝二（五五五）年の條に、太祖に従いて西巡し、公卿の子弟を率いて、別に一軍と爲す。

とあるように宇文泰の供回りを務める「子弟軍」が編成されていることである。恭帝二年の巡狩は本紀には見えないが、『周書』卷二、文帝紀下、大統十四（五四八）年の條に、

太祖、魏の太子を奉じて西境を巡撫し、新平自ら安定に出で、隴に登り、石に刻み事を紀す。安陽に下り、原州に至り、北の長城を歴り、大いに狩りす……。

とある大規模な西巡が記録されている。同じことが『周書』卷十五、于寔傳には、

是の歲（大統十四年）、太祖、魏の太子と與に西巡し、寔、時に従う。太祖、石を隴山の上に刻み、功臣の位を録し、次を以て鐫勒し、預め寔を以て開府儀同三司と爲す。十五年に至り、方に之れを授く。

と記されているが、この記事から直ちに連想されるのが、いわゆる「北魏文成帝南巡碑」である。⁽⁴¹⁾四六一年に建てられた同碑に、文成帝の南巡に扈從した三百人に迫る臣僚について、漢式の職官・將軍號・封爵と並んで、多くの鮮卑系の諸官職名が記されていたことは周知のとおりであるが、ここで想像を逞しくすると、宇文泰の隴山の刻石には、公卿功臣の子弟ら近侍を務めた者について、于寔が翌年授けられた漢式の「開府儀同三司」のほか、鮮卑系の稱號が刻されることはなかったであろうか、との疑問を懷かずにはいられない。北魏前期に多く見られた北族起源の非中國的官職は、孝文帝の改革を通じて消滅したとされる一方で、武官系統のそれ若干は改革後も残っていた可能性が指摘されている。⁽⁴²⁾孝文帝の漢化政策への反發という流れの中で成立した西魏・北周の復古的性格を考えると、鮮卑系官職の復活、ないしそれに代わる役職が設置された可能性は十分あるように思われる。おそらく、そのような例は一つに止まるものではなからうが、ここで筆者が注目してみたいのが、北朝後期の「親信」と呼ばれた有力者の側近達である。

この「親信」という言葉は、現代中國語でも「親しみ信賴する」「信賴できる人」を表す用語として使用されているの

で、例えば、西魏の宇文泰の部下を、「親信」「親信集團」と稱した研究も存在する⁽⁴³⁾。したがって、比較的によく知られているし、また特段異とするに足りない言葉のように思われるであろう。しかし、歴史史料中に多数存在する「親信」の實例に即して検討を加えていくと、そこには意外な事實が浮かび上がってくる。以下、この点について述べてみることにしたい。

さて、「親信」という言葉は、後漢・三國時代頃までは、ほぼ例外なく「親信する」という動詞として使われている。それが兩晉南朝になると、「親信される者」を表す名詞として使用されるにいたるが、その多くは、「廢帝即位するや、親信十人を給さる」(『陳書』卷十七、王沖傳)とあるように、王朝から十人・二十人單位でまとめて給される侍從・護衛を意味するようになっていく⁽⁴⁴⁾。また、『魏書』を通じて見るかぎりでは、北魏においても状況は變わらない。ところが、北魏末、六鎮の亂勃發後になると、「永安三(五三〇)年、余朱榮、徴して親信と爲す」(『北齊書』卷四一、慕容紹宗傳)とあり、「(余朱榮の)從子の天光・親信の奚毅及び倉頭の王相を遣わして入洛し、從弟の世隆と與に密かに廢立を議せしむ」(『魏書』卷七四、余朱榮傳)とあるように、有力者に個人的に召し出され、皇帝廢立のような大事にも関わって、正史に個人名を残す例が現れてくる。それらを一覽にして示せば、表2のとおりである。

ここに挙げた四十一例を見ると、隋の楊堅以後は、太字で示した親信統率者の比率が高くなり、また楊廣に關しては、全四例が即位以前の晉王(親王)府の親信となっている。どうやら北周末から隋代にかけて、親信は親王の侍從的な存在と化し、統率に任じられた者以外は名を知られることもなくなり、南朝の親信に性格が似ていく趨勢にあったようである。ところがこれに先行する西魏・北周においては、實權者たる宇文泰・宇文護の叔甥二人の配下に多くの親信がおり、しかも正史に立傳されるような重要人物ばかりとなっている。

具體的に見ると、この親信には誰でもなれる譯ではなく、『周書』卷三三、趙文表傳に、

文表、少くして修謹、志は忠節に存り。弓馬に便にして、能く左右に馳射す。好みて左氏春秋を讀み、略は大義を擧

表2 西魏・北周・隋の「親信」

主人名	親 信 名
宇文泰	李基(周四二三)・蔡祐(周四四三)・伊婁穆(周四九九)・劉雄(周五〇三)・陸逞(周五五九)・趙文表(周五八一)・龐晃(隋一三二二)・達奚長儒(隋一三四九)・杜整(隋一三六六)・楊君(偉)(墓誌)・若干雲(墓誌)
宇文護	豆盧通(隋一一五八)・郭榮(隋一三一九)・李徹(隋一三七七)・段文振(隋一四五七)・宇文述(隋一四六三)・崔弘度(隋一六九八)・茹洪(墓誌)・呂武(墓誌)・元禕(墓誌)・陰壽(墓誌)・楊實(墓誌)
楊堅	獨孤楷(隋一三七七)・李円通(隋一五〇七)・段達(隋一八九九)・豆盧實(墓誌)・伍道進(墓誌)
楊廣	李渾(隋一二二〇)・虞孝仁(隋一二七五)・裴虔通(隋一八九四)・伍道進(墓誌)
その他	皇甫孝諧(王世積/隋一一七三)・王延(隋秦王俊/隋一二四一)・長孫覽(西魏廢帝?/隋一三二七)・裴仁基(隋漢王諒/隋一六三三)・羅達(楊忠/墓誌)・賀若嵩(北周譙王儉/墓誌)・孔神通(北周武帝/墓誌)・若干何(?/合方邑子百數十人造像記)・擒拔子靜(同上)・斛斯祥(同上)

※太字で示したのは、「太祖」(龐) 晃を大都督に署し、親信兵を領せしめ、常に左右に置く(隋一三二二)とあるような親信の統率者となったことを表す。

※個人名の右側に二重線を附したものは、「親信」に「内」の一字を冠して「内親信」と記されている例であることを示す。

※九括弧内は出典で、「周」は『周書』、「隋」は『隋書』の略號、數字は中華書局本の頁數。「墓誌」は當該人物の墓誌を指すが、逐一出典は示さない。

「その他」欄の九括弧内の人名は、その親信の主人名。

ぐ。起家して太祖(宇文泰)の親信と爲る。

とあり、「茹洪墓誌」⁽⁴⁵⁾に、

起家して周の明帝の挽郎と爲り、奉朝請に除され、俄にして敕して勳蔭の子弟を召すや、晉蕩公(宇文護)の親信に蒙補せらる。

とあるように、文武に優れた人物であつたのは無論であるほか、茹洪の一例のみではあるが、勳蔭の子弟が特に選拔される場合もあり、また起家ないし官歴の極早い時期に着任する例がほとんどとなっている。しかも、『隋書』卷五四、李徹

傳に、

徹、性は剛毅、器幹有り、容儀に偉れ、武藝多し。大冢宰の宇文護、引きて親信と爲し……。護、徹の謹厚にして才具有るを以て、甚だ之れを禮す。護の子、中山公訓の蒲州刺史と爲るや、護、徹をして本官を以て焉れに従わしむ。未だ幾ばくならずして、車騎大將軍・儀同三司を拜す。

とあり、『隋書』卷七四、崔弘度傳に、

弘度は膂力絶人、儀貌魁岸にして、鬚面甚だ偉れ、性は嚴酷なり。年十七にして、周の大冢宰の宇文護、引きて親信と爲す。尋いて都督を授けられ、累ねて大都督に轉ず。時に護の子、中山公訓の蒲州刺史と爲るや、弘度をして焉れに従わしむ……。訓、其の拳捷なるを以て、大いに之れを奇とす。後に戰動を以て、儀同を授けらる。

とあるように、特に宇文護（宇文泰も同様）の引きによる着任であることが明記されることもしばしばである。なお、李徹・崔弘度はともに宇文護の世子、宇文訓の部下とされているが、『隋書』卷五四、杜整傳に、

長ずるに及び、驍勇にして旅力有り、好みて孫・吳の兵法を讀む。魏の大統末、武鄉侯を襲爵す。周の太祖、引きて親信と爲す。後に宇文護の子、中山公訓に事え、甚だ親遇せらる。俄にして都督を授けらる。

とあるのと考え合わせると、宇文泰→宇文護→宇文訓という西魏・北周の最高權力者の繼承關係に沿って、親信もまた受け繼がれていくとともに、主人から特に厚遇されていた事實をかいま見ることができる。つまり、親信とは、西魏・北周の權力者との親近の度合いにおいて、かなり特別な側近集團を構成していたと考えられるのである。

さて、親信となった者のその後の活動を見ていくと、『隋書』卷五三、達奚長儒傳に、

魏の大統中、奉車都尉に起家す。周の太祖、引きて親信と爲す。質直恭勤を以て、子都督を授けらる。數は戰功有り……、平蜀の役、恒に先鋒と爲り、攻城野戰、當たる所必ず之れを破る。車騎大將軍・儀同三司に除さる。

とあるように、軍功によって車騎大將軍・儀同三司といった二十四軍制における軍官を歴任するのを常とする。そして表

2の伊婁穆・劉雄・陸逞・楊君（偉）・郭榮・段文振・陰壽らにいたっては、その二十四軍を統轄する宇文泰・宇文護の丞相府や、二十四軍を含む全軍を管掌する中外府（都督中外諸軍事府）の屬官に任じられている。二十四軍こそが宇文氏の權力基盤であったことはいうまでもないが、宇文泰・宇文護の親信達は、内にあつては軍國事務を處理し、外にあつては實戰部隊の指揮統率にあたつて、宇文泰・宇文護による二十四軍の統轄を支える役割を果たしていたと考えられるのである。

なお、宇文護・宇文訓父子やその一黨が、武帝によつて誅殺された際、親信達の中にもいくらかの蹉跌を経験させられた者もいたかも知れない。しかし、史料からはそうした様子はうかがえず、むしろ「呂武墓誌」⁽⁴⁶⁾に、

晉蕩公の内親信に解褐す。建徳の初め、周の武皇帝、公の毗質の能を知り、遣わして代王を輔けしむ。後に敕して公の才を盡くさざるを已て、勳冒に入れしめ、右侍・承御二上士に遷す。

とあるように、武帝以後も活躍の場を與えられている。表2に挙げたように、即位以前の親王時代の武帝の親信に孔神通がおり、その弟の譙王儉の親信統率者に賀若嵩がいることから考えると、宇文氏の親王の配下には親信がいるのが普通であつたと推測される。そして、宇文護の親信だつた呂武が、武帝に見いだされて、弟の代王達の部下とされた事實から見て、宇文泰在世時より武帝期にいたるまで、親信は宇文氏の親から子へ、兄から弟へ、あるいはその逆へと、様々な形で直屬の主人を變えながらも、宇文氏一族にとつての文字通りの親信集團として一貫して存在し続け、權力機構の一翼を擔つていたと考えられるのである。ちなみに、「楊君（偉）墓誌」⁽⁴⁷⁾に、

周の大祖^マの内親信に起家し、大丞相府參軍に轉じ、望は中涓に擬え、沛公の左右に居り、才は王佐に堪え、魏祖の僚列に升る。……車騎大將軍・儀同三司に任ぜられ、郷兵を領し、頻りに本州主簿を帶ぶ。

とあるように、宇文泰と楊君との親信關係は、前漢の高祖劉邦と中涓とのそれなどに擬えられている。劉邦と曹參ら中涓・舍人といえ、直ちに西嶋定生氏の研究が思い起こされるが、同じく主人の左右側近からやがて權力の中樞に關わつ

ていった存在として、まさに西魏・北周の親信の性格を見事に言い當てた表現といえよう。しかしながら、墓誌の修辭的文章ということもあり、いささか漢族的傳統に引き寄せ過ぎた嫌いがある。すでに挙げた呂武・楊君（偉）のほか、伊婁穆・陸逞・陰壽らは「内親信」であつたと記されている。内親信も單なる親信も違ひはないという理解は、おそらく當たらないであろう。先に挙げた「北魏文成帝南巡碑」について、川本芳昭氏が内三郎幢將・内三郎・三郎幢將・三郎の序列の存在を想定されていることから見て、⁽⁴⁹⁾親信と内親信が併存し、内親信はより近侍の度合いが強かった蓋然性が高いといえる。それと同時に、漢式に呼稱され、中涓に擬えられてはいても、西魏・北周の親信こそは、北魏以來の皇帝の近侍・内官の系譜を繼ぐ者なのではないかと豫想されるのである。

この點をさらに追究する際に注目されるのが、『北齊書』卷四一、皮景和傳に、

景和、少くして通敏、騎射を善くす。初め親信を以て高祖（高歡）に事え、後に親信副都督に補せらる。武定一（五四四）年……、高祖、嘗て景和をして一野豕を射しむるや、一箭にして之れを獲て、深く嗟賞せられ、庫直正都督に除さる。

とある記事である。東魏（北齊）にも親信や親信副都督が存在したことがわかるが、實權者の高歡自身が北魏末に尔朱榮の親信都督を務めているので（『北齊書』卷一、神武帝紀上。『北史』同じ）、制度として自然と繼承されたものであろう。皮景和は、親信副都督から昇進して「庫直正都督」なる官職に任じられているが、『北齊書』卷二五、王紘傳に、

紘、少くして弓馬を好み、騎射を善くし、頗る文學を愛す。性は機敏にして、應對は便捷なり……。興和中、世宗（高澄）召して庫直と爲し、奉朝請に除さる。世宗暴に崩ずるや、紘、刃を冒して捍禦し……。

とあるように、官途のはじめにおいて、君主の引きで任じられ、その側近に仕える點で、この庫直は親信と良く似たものであつた。管見のかぎり、庫直の用例は西魏・北周には見られないが、『新唐書』卷一〇五、長孫敞傳に、
隋煬帝の晉王と爲るや、敞、庫直を以て從いて驪山に畋し……。即位するや、頗る識擢せらる。

とあるように、親王の側近として隋代にも存在し、同じく『新唐書』卷一三〇、楊瑒傳に、楊瑒の曾祖父にあたる楊琮について、

會天下亂るるや、官を去り、秦王と同里に居す。武德初、王府の參軍と爲り、庫直を兼ね。隱太子の事平ぐや、詔して親王・宰相ごと一人を宴に入らしめ、而して琮獨り預り、太宗、懷昔賦を賜い、申ぶるに恩意を以てす。

とあるように唐初にも繼承されており、楊琮は玄武門の變にも一枚噛んだ氣配である。

このように、北朝後期から唐初にかけて、親信・庫直と呼ばれた側近達が、君主や親王の配下に多數存在したのであるが、これと良く似た「庫眞」という名稱も散見している。例えば、「勇力兼ねる人を名づけて庫眞都督と爲」(『南史』卷八〇、侯景傳)した侯景の配下に、「庫眞都督」で妹婿の羊鵲がいるほか(『南史』卷六三、羊侃傳)、北齊の文襄帝高澄の暗殺時に賊を扨いで死んだ「庫眞」の紇奚舍樂(『北齊書』卷二四、陳元康傳)、文宣帝高洋配下の「庫眞都督」破六韓伯昇(『北齊書』卷一〇、上黨剛肅王渙傳。『北史』同じ)などが東魏・北齊期に確認される。また、『隋書』卷五一、長孫晟傳に、

其の長子行布も亦、謀略多く、父の風有り。漢王諒の庫眞に起家し、甚だ親狎せらる。

とあり、同書、卷三九、元景山傳に、

子の成壽嗣ぐ。成壽、弓馬に便にして、千牛備身に起家す。上柱國の世子を以て、儀同を拜す。後に秦王の庫眞車騎と爲る。

とあるほか、「秦王府右庫眞車騎將軍」(『文館詞林』卷四五三、周孝範碑銘)というのも見える。そして、この「庫直」と「庫眞」における「直」と「眞」の異同を見ると、これとの関連が思い起こされるのが、『南齊書』卷五七、魏虜傳に、國中、内左右を呼びて直眞と爲し、外左右を烏矮眞と爲し、曹局文書吏を比德眞と爲し……、貴人作食人を附眞と爲す。三公貴人は、通じて之れを羊眞と謂う。

とある、北魏独自の官職名を列挙した有名な記事である。白鳥庫吉氏は「眞」を解釋して、モンゴル語・トルコ語で事

物を司りあるいはこれを行うものと言ひ表す際に使われる⁽⁵⁰⁾の鮮卑語の對音とされ、また「直眞」の直を内の義とされている。また池田溫氏も、庫直の直は「直眞」と關連する鮮卑語であろうと指摘されている。⁽⁵¹⁾庫直にしる庫眞にしる、鮮卑語に關わる官職名であることはやはり明白であろう。

以上、編纂史料を通じて「庫直」「庫眞」について見てきたが、近年注目を集めているソグド人墓誌のうち、例えば安元壽墓誌に興味深い記事がある。⁽⁵²⁾すなわち、秦王李世民の「右庫眞」であつた安元壽が、李世民が突厥の頡利可汗と便橋で單身講和に臨んだとされる有名な場面で、「太宗獨だ公一人のみを將つて帳中に自衛せしむ。其の親信する所は、多く此に類するなり」であつたという。この史料から、「庫眞」とは畢竟するに「親信（される人）」であることが分かり、これは漢語で表記される親信も、實は庫眞と同じ鮮卑的傳統に屬する側近であつたとする先の推定を支える部分があろう。なお、史索巖墓誌に、⁽⁵³⁾

隋の開皇中、巾を解きて晉王廣の庫眞と爲る。材は拔萃と稱せらるると雖も、職は下寮に滞る……。仁壽四（六〇四）年、乃ち輦の東宮に駕するに従ひ、即ち大都督・長上宿衛に除せらる。大業元（六〇五）年、煬帝の圖を握り曆を御するや、先ず宮臣を録し、公を左御衛の安丘府鷹揚郎將に拜す……。大業九年、又公に平涼郡都尉を授く。

とあり、さらに『文館詞林』所收の安修仁碑には、⁽⁵⁴⁾

隋の開皇中、起家して蜀王秀の庫眞と爲る。都督に遷され儀同の兵を檢校す。秀の廢せらるるに及んで、又大都督と爲り本郷兵を領す。玉を左官に韜びては、徒だ卞和の寶を悲しみ、驥を下僚に絆いでは、寧んぞ孫陽の駿を辯ぜんや。とあつて、ともに「庫眞」につくるので、おそらく本來は「庫眞」とあるのが正しく、「庫直」「庫典」（『北齊書』卷五〇、高阿那肱傳）は版本・傳寫の誤りであろう。

それはともかく、隋代に庫眞から官途についた史索巖が「左御衛の安丘府鷹揚郎將」に任じられ、同じく蜀王秀の庫眞に起家した安修仁が、「儀同の兵を檢校」し、のちに「大都督と爲り本郷兵を領」して活躍しているのは、西魏・北周の

二十四軍制を親信達が支えていたのと同断である。なお、史索巖が任じられた「平涼郡都尉」は、かつて筆者が論じたように、煬帝の大業元年に廢止された總管府（都督府）から軍事面の職掌を一部受け繼いで周邊の鎮戍・軍府を統轄した中間機構であった。そして、都尉に任じられたものはみな、皇族や外戚をはじめ隋室と関わりの深い人物ばかりであったが、それを代表するのが、文帝・煬帝二代にわたる親信として表2にもあげた伍道進である。彼の墓誌には、楊堅が北周で隋國公に封ぜられると「隋國親信」に出身し、「隋國典衛」「晉國內尉」に任じられ、以後十年以上にわたって「親信を領すること故の如し」であったことが特記されるときに、内外の軍職を歴任して「左御衛將軍」まで昇進したとある。左御衛は大業十六衛の一つであるが、その副長官たる左御衛將軍には、もと親信の伍道進がいて全體の統轄に関わり、かつ左御衛管轄下の安丘府には、もと庫眞の史索巖が鷹揚郎將として軍府を統率しており、兩者の着任期間は、大業八年から九年にかけて一時重なるようである。

このように、西魏・北周はもとより隋代においても、その巨大な軍事機構の求心的運用を可能にしていた要素には、親信・庫眞といった北魏の内官の系譜に連なる側近集團の存在があつたと見て間違いないであろう。ちなみに、もと親信、もと庫眞と表現したが、親信・庫眞から他官に移ったとしても、舊主との人的紐帶はその後も繼續したと考えられる。むしろいったん親信・庫眞となったものはいつまでも親信・庫眞であり、これが他官を兼任していくと捉えた方が實情に近いであろう。これら君主の側近集團の存在もまた、二十四軍制を游牧軍制と理解すべき、一つの指標たるべきことはいうまでもない。⁽⁵⁷⁾

三 開皇十年詔と「部族解散」

前節までに考察してきたように、西魏・北周以來の二十四軍制は、漢族・非漢族の率募した郷兵集團を一貫して兵力基盤とし、北魏内官に淵源するであろう親信・庫眞といった側近集團が軍事機構の要所でその統轄に任ぜられたという點で、

やはり鮮卑の傳統を濃厚に受け繼いだ擬制的部落兵制だったと考えられる。では、そのようであった制度は、一般編戸民を簡點・徵兵する兵民一致の兵制と長く考えられてきたのちの「府兵制」には、どのようにつながっていくのか、それともつながっていないのであろうか。

従来、西魏・北周以來の制度に根本的な變化をもたらしとして注目されてきたのが、前年の隋による平陳と天下統一という情勢の大變化を受けて出された、

五月乙未、詔して曰く、魏末の喪亂より、宇縣は瓜分し、役車は歲動し、未だ休息する遑あらず。兵士軍人は、權に坊府を置き、南征北伐し、居處定まる無し。家に完堵まね無く、地に包桑まねにして、恒に流寓の人と爲り、竟に郷里の號無し。朕甚だ之れを愍む。(A)凡そ是の軍人は、悉く州縣に屬す可し。墾田籍帳は、一に民と同じうす。(B)軍府の統領は、宜しく舊式に依るべし。(C)山東・河南及び北方緣邊の地の新たに置ける軍府を罷む。〔『隋書』卷一、高祖紀下、開皇十年の條、『北史』もほぼ同文〕

とある兵制改革の詔である。同詔についてはすでに多くの研究があるが、「府兵制」の兵士の徵發方式における變化（兵民一致⇨兵民分離）を述べたものと考ええる點では、ほとんどの研究者の見解は一致しているといつて良い。しかしすでに述べたように、西魏・北周以降、郷兵を率募して兵戸とすることと、一般編戸民を徵發して征戍に充てることが並行して行われていた。したがって、兵民一致と分離とを、二者擇一的にどちらか一方からもう一方へと移行すべきものと捉えるのは、いささか安直に過ぎるように思われる。⁽⁵⁹⁾ また、これもすでに見たように、一口に郷兵といっても時期・地域・種族などの點で決して一様ではなかったので、同じ詔を受けても、それがもたらす効果は各種各様であつたはずである。

こうした點に注意したときにまず注目されるのが、北周末・隋初以降に舊北齊領の主に向境において、新たな軍府の設置⇨郷兵結集の動きが見られる點である。前掲表1にもいくつか例を挙げたが、『隋書』卷六四、張蒲傳に、

張蒲、字は文懿、自ら清河人なりと云い、淮陰に家す……。起家して州主簿となる。高祖の相と作るや、大都督を授

けられ、郷兵を領す。賀若弼の壽春に鎮するや、恒に間諜と爲り、平陳の役にて、頗る功あり。位を開府儀同三司に進め……。

とあるのはその好例である。この記事によれば、當初、州主簿に起家して民政に携わっていた張齋は、「高祖受禪するや、陰かに江南を并わすの志有りて、任ずべき者を訪ぬ」(『隋書』卷五一、賀若弼傳)とあるように、楊堅が即位して平陳の意思を固めると、一轉して大都督として郷兵を領している。張齋の率募した郷兵は、吳州總管の賀若弼が統率する開府府もしくは儀同府麾下の大都督が率いる部隊として間諜工作に従事した後、行軍總管となった賀若弼に従って出陣、平陳の役でも大いに戦功をあげたようである。このように舊北齊領の南境、陳との國境附近において郷兵が結集されたのは、土地鑑があり水戦にも長じた地元の兵士が平陳戦に是非とも必要だったからであろう。逆にいうと、陳が滅亡してしまえば、彼らの必要性は失われることになる。では、開皇十年詔にさらされた張齋麾下の郷兵達は、いったいどうなったのであろうか。詔の規定からすれば、(A)によつて彼らの墾田籍帳は一般編戸並みとされて地着・歸農するが、(B)の定めにより依然として軍府の統領は受けるところである。しかし、平陳と同時に使命を終えた張齋の開府(驃騎)府には、(C)の山東・河南及び北方縁邊の地に新たに設置された軍府は廢止するとの附帶規定も適用される。(B)と定められていても、(C)で肝心の軍府そのものが廢止されれば統領のされようがない。かくして張齋麾下をはじめとする同地の郷兵達には、(A)の規定のみ適用されて、ここに完全な編戸とされたと考えられるのである。⁽⁶⁰⁾

ただし、こうした舊北齊領南境地域の郷兵部隊は、結集されてから長く見ても十年ほど、郷里の近郊で活動しただけであり、魏末の争亂以來、數十年にわたつて居所に定めなく從軍轉戦したと記される兵士軍人との間には、相當な差があるといわねばならない。では、開皇十年詔で主な對象とされ、眞つ先に對策を講じられねばならぬ兵士とは誰であつたのかといえば、『周書』卷二二、尉遲迥傳に、北周末、相州總管であつた尉遲迥の反亂時の様子を傳えて、

迥、舊より軍旅に習い、老いたりと雖も猶甲^なを被りて陣に臨む。其の麾下の千兵、皆關中人にして、之れが爲めに力

戦す。

とある舊北齊領に駐留する「關中人」の兵士であり、『隋書』卷四〇、梁士彥傳に、

梁士彥、字は相如、安定烏氏の人なり……。周の世に軍功を以て儀同三司を拜す。武帝將に東夏に事有らんとし、其の勇決なるを聞き、扶風郡守自り九曲鎮將に除す……。後に武帝に従いて晉州を抜き、位を柱國に進め、使持節・晉絳二州諸軍事・晉州刺史に除さる。帝の還りし後に及び、齊の後主親しく六軍を總べて之れを圍む。獨り孤城を守り、外に聲援無く、衆皆震懼するも、士彥慷慨自若たり……。乃ち妻妾軍民の子女をして、晝夜城を修めしめ、三日にして就る。

とあるその家族達であった。これら兵士と家族は、長年にわたり辛く苦しい従軍生活を送ってきた兵戸であったが、彼らをつつまでも給養しては國家財政が壓迫され、かといつてただ解放したのでは、ただちに失業問題と社會不安を引き起こす。これら兵戸の處遇を誤ったことが、あの六鎮の亂の引き金となったことを、武川鎮の流れを汲む隋の爲政者達は、十分に認識していたはずである。

はたして、天下統一の曙光の見え始めた開皇五（五八五）年、隋は兵戸制改革に着手した。それが、『隋書』卷二四、食貨志、開皇五年五月の條に、

是に於いて奏して諸州の百姓及び軍人をして、當社に勸課し、共に義倉を立てしむ。

とある義倉の設置である。この記事により、義倉での農業生産に軍人が従事するようになったこと、そして、當時未だ軍人が百姓と區別されており、いわゆる兵民分離の状況であったことがわかる。『隋書』卷二五、刑法志には、

（開皇）五年、侍官の慕容天遠、都督田元の義倉を冒請するを糾す。事實なれども始平縣（京兆郡の屬縣）律生の輔恩、文を舞わせて天遠を陥れ、遂に更めて反坐す。

とあり、開皇五年に確かに義倉が置かれていたこと、および都督が義倉に絡む不正に手を染め、そうした上官の不正を塵

下の侍官が知り得たことから考えれば、都督・侍官といった兵士軍人が、義倉と密接な関わりを持っていたことが裏附けられよう。欠端實氏の研究によれば、義倉は軍府所在地に置かれ國家が深く掌握したもので、水旱對策とともに軍糧確保を目的としていたことである。この義倉が設置された地域としては、前掲の長安西方の始平縣のほか、『隋書』卷二四、食貨志に載せる開皇十五（五九五）年の詔に、

又、北境の諸州、餘處に異なり、雲・夏・長・靈・鹽・蘭・豐・鄯・涼・甘・瓜等の州、有る所の義倉の雜種は、並びに本州に納めよ。

とあるように、關中およびその周縁が中心であつたが、當時の兵士軍人の多くが關中人で、この地には多くの軍府が集中的に設置されていたことと符合する状況といえよう。その後、開皇十年に(A)と定められた軍人達のうち、關中殘留部隊の軍人は、開皇五年から軍府近くの義倉を介して農業に携わっていたので、比較的容易に地着・歸農が可能だつたであろう。一方、舊北齊領などへ派駐されていた軍人も、(C)による軍府の整理に伴い、その多くが隋の本據地でありかつ自身の出身地でもある關中への歸還を果たし、その地着・歸農もこの義倉を核に進められたのではないかと推測される。その目的は、さすらいの兵戸を安堵することを第一としたであろうが、それだけではあるまい。北周末に尉遲迥らの反亂を経験していた楊堅としては、外軍總管府下に多數の軍府兵力が掌握されている状況は望ましいものではなく、この機にそれら軍府を關中に移し、中央直轄とするのは當然の政策であつたといえよう。⁽⁶²⁾

以上を要するに、開皇十年詔は、流寓の兵戸を關中周邊の地に地着・歸農せしめ、一般編戸並みとすることを定めたものだと考えられる。しかし、ここで想起されるのは、相當大規模であつたと豫想されるこの兵制改革が、一片の詔敕でどこまで實現し得たのかという根本的な疑問である。例えば、『隋書』卷四〇、王誼傳に、開皇初のこととして、

太常卿の蘇威、議を立てて以爲へらく、戸口滋々多くして、民田贍らざれば、功臣の地を減じて以て民に給さんと欲す、と。誼、奏して曰く……、何ぞ人田の足らざる有るを患えんや、と。上、之れを然りとし、竟に威の議を寢む。

とあるように、人口増加による給田の困難な状況が、開皇初から續いていたことがわかる。兵戸には「兵符及び諸簿書等」(『周書』卷十二、齊煬王憲傳)として兵籍があったらしいので、籍帳の作成は可能であったかも知れないが、一般編戸すら満足な給田を受けられなかった時期に、歸郷軍人への新たな給田は非常に困難であっただろう。こうした状況を踏まえれば、開皇十年詔の改革は、一朝一夕に實現するものではなかったと考えられる。

また、編籍・給田のいかに関わらず、(B)で軍府の統領はいままでどおりと規定されたが、忘れてならないのは、軍府が兵士を統轄する單なる組織ではなく、防御施設を有する軍事據點・城塞としての側面を持っていたことである。⁽⁶³⁾これを念頭に(B)の實態を考えてみると、流寓生活の果てに關中へ歸還した兵士軍人は、關中に再配置された軍府の周邊、特に勤務に便利な軍府の城下に住み、平時には軍府に上番して警備にあたり、戦時には動員されて編成軍の一翼を擔わされたが、そうした軍役負擔は「宜しく舊式に依」って全くいままでと同じとされたであろう。さらにこの措置は、當然ながら兵士一人一人ではなく、各郷兵部隊ごとに集團として適用・實施されたはずである。すると、軍府の周邊にはいくつかの集落が出現することになる。この新たな集落には、彼らが長年同じ主帥に従って轉戦するなかで形成された一種獨特な一體感が、構成員を結びつける紐帶として存在したのである。また、その集落で指導的な役割を果たしたのは、もとの主帥やその將校であり、彼らがいままでどおり軍府の府主や僚屬を務めたと推定されるのである。

以上、考察したように、開皇十年詔は一種の復員令であり、これによって軍隊の體制はいちおう戦時から平時へと移行し、軍人は戦地・敵地から關中への歸還が許された。しかし、軍人は退役させて貰えたわけではない。確かに、ともすれば賤民視される兵戸という特殊身分からは解放され、戦闘の機會も減ったかも知れないが、日常の勤務はまったくいままてと同様であった。舊北齊領で軍府を廢止された場所や、もともと軍府が置かれなかった地域の人は決して負擔することのない、軍府の兵としての軍役を、その後も一身に背負わされたのである。彼らの農民としての自活を保障する給田は満足に行われず、(A)の「墾田籍帳は、一に民と同じ」は建前に過ぎなかったようである。そして、軍人達は長年各地を轉戦

した仲間とともに集團的共同生活を営みつつ、一朝有事の際にも集團として従軍した可能性が高い。つまり前節までに考察した二十四軍制に見られた擬制的部落兵制としての性格の方もまた、根本的な變化は被らずに繼續したと考えられるのである。

こうした開皇十年詔前後の推移を見た時に連想されるのが、有名な北魏の「部族解散」政策である。「部族解散」をめぐっては、『魏書』卷八三上、賀訥傳に、

訥、太祖に従いて中原を平らげ、安遠將軍を拜す。其の後、諸部を離散し、土を分かちて居を定め、遷徙するを聽さず、其の君長大人は皆みな編戸に同じうす。訥、元舅なるを以て、甚だ尊重せらる。然れども統領する無し。壽を以て家に終わる。

とあるほか、二―三の零細な史料をめぐって多くの議論があるのは周知のとおりであるが、これら先行研究を整理するとともに、新たな見解を示されたのが太田稔氏である。⁽⁶⁴⁾氏は、かねて類似性が指摘されていた前秦苻堅による「部族解散」の検討結果を踏まえ、道武帝によって實行された「部族解散」は、支配下に収めた部族連合體を各部族單位へと分割（「離散諸部」）し、居住地を定め（「分土定居、不聽遷徙」）、その所在地や規模を把握して税役を課す（「皆同編戸」）ものであり、北魏の存亡をかけた中原平定戦の後に論功行賞を行い、各部族を戦闘状態から平時の状態に戻した至極當然な戦後處理との一面を有したと理解されている。まだまだ異論はあろうが、『魏書』の描く中國王朝としての北魏像に束縛されがちであった、均田制と勸農政策、部族民から皇帝の編民へ、といった舊來の通説的な「部族解散」理解を超えた説得的な説だと思われる。

ここで本節で検討してきた開皇十年詔に戻って考えてみると、非常に良く似た状況が看取されるであろう。すなわち、開皇十年詔の(A)の「二に民と同じ」の部分は、兵戸として軍隊で集團生活を送っていた兵士が、均田法に基づいて給田され、個別の編戸とされるイメージで捉えられてきたが、本稿で明らかになったのは、満足な田土は給されず、従前通り郷兵集

團としての紐帶を残しつつ、軍府の兵としての軍役を擔った實態であり、これは「部族解散」における「皆同編戸」をどう解釋するのかと通じる部分であろう。また(B)の「軍府統領」と賀訥傳の「然無統領」の間には、用語の偶然の一致に止まらず、實態において通底する部分があるように思われる⁽⁶⁵⁾、(C)の新置軍府の廢止措置を巨視的に見れば、各地を轉戦してきた郷兵集團を、戦後處理の一環として關中各地に「分土定居」させたものにほかならない。太田氏は、「部族解散」は道武帝が史上初めて實施したのではなく、北魏以前にもよくある決して珍しくない政策であると指摘されているが、おそらくそれは北魏以後も同じであろう。鮮卑の傳統を受け繼いだ擬制的部落兵制として運用されてきた二十四軍制が、開皇十年詔の前後を通じて一定の變化は被ったが、その本質的な在り方は維持したまま開皇年間後半を迎えたことは、中原平定を進めつつ部族制國家からの脱皮を模索していた當時の北魏の状況と、軌を一にしているといえよう。次に検討すべきはその後の展開であるが、この点については稿を改めて論じることとしたい。

む す び

以上、本稿で検討してきたことをまとめると、次の如くである。

一、二十四軍の兵力を構成した在地の軍事集團は、時間的にも地域的にも種族的にも極めて多様な存在であり、關隴の漢族郷兵はその一部に過ぎなかった。

二、西魏・北周においては、在地豪族に兵力の結集を委ね、これを擬制的な部落兵として運用する方法が、敢えて選擇・實施され続けた。

三、二十四軍という巨大な軍事機構の統轄を可能にしていた獨特の制度として、北魏の内官の系譜を繼ぐ親信・庫真とといった側近集團の存在があった。

四、以上の特徴から見れば、二十四軍制は鮮卑の傳統に支えられた擬制的部落兵制であったと理解され、遊牧軍制の系

譜に位置づけられるべき軍制であるといえる。

五、開皇十年詔は、長年従軍してきた軍事集團を關中に定住させることを主目的としたが、その後も本質的な部分は變わらずに維持されたと考えられる。

六、開皇十年詔と北魏の「部族解散」政策には通底する部分があり、その實態解明にあたつては、相互に比較・検討する視點が求められる。

註

- (1) 濱口重國「府兵制度より新兵制へ」(『史學雜誌』四一・一一・一二、一九三〇年。同氏著『秦漢隋唐史の研究』上巻、東京大學出版會、一九六六年、再録)、同「西魏の二十四軍と儀同府」(『東方學報』東京、八・九、一九三八・三九年。同氏著前掲書再録)。
- (2) 氣賀澤保規「府兵制の研究——府兵兵士とその社會——」(同朋舍、一九九九年)。
- (3) 谷川道雄『增補 隋唐帝國形成史論』(筑摩書房、一九九八年)、四五五頁。
- (4) 渡邊信一郎「唐代前期における農民の軍役負擔」(『京都府立大學學術報告』人文・社會、五五、二〇〇三年)。
- (5) 陳寅恪「隋唐制度淵源略論稿」(三聯書店、一九五四年)、六「兵制」。
- (6) 川本芳昭「胡族國家」(『魏晉南北朝隋唐時代史の基本問題』汲古書院、一九九七年。同氏著『魏晉南北朝時代の民族問題』汲古書院、一九九八年、改題再録)。
- (7) 濱口、前掲書、二三七頁。
- (8) 谷霽光「府兵制度考釋」(上海人民出版社、一九六二年)、および菊池英夫「批評と紹介 谷霽光著『府兵制度考釋』」(『東洋學報』四六・一一、一九六三年)。
- (9) 拙稿「唐代兵制——府兵制の概念成立をめぐる——」(唐・李繁『鄴侯家傳』の史料的人格と位置づけを中心に——「『史觀』」一四七、二〇〇二年)。
- (10) 二十四軍の成立に關わる「廣募(關隴)豪右」政策(後述)を、「絃上の地方(主として關中の中部及び西部)から土着民を取って兵士と爲し、其の統率者には彼等と馴染み深い土着の豪右を以てする」よう命じたものと解釋した濱口説(濱口、前掲書、一三〇頁)を、氣賀澤保規氏が「〔廣募豪右〕政策の實施された」大統九年以降、漢族農民からなる郷兵が本格的に結集され、國軍の主力を占めるに至る」と要約されているのは(氣賀澤、前掲書、三〇〇頁)、こうした理解を示す代表的な研究である。

- (11) 前島佳孝「西魏・八柱國の序列について——唐初編纂奉敕撰正史に於ける唐皇祖の記述様態の一事例——」(『史學雜誌』一〇八—八、一九九九年)。
- (12) 山下將司「唐初における『貞觀氏族志』の編纂と「八柱國家」の誕生」(『史學雜誌』一一一—一、二〇〇二年)。
- (13) 例えば、兩史料には「(尔朱)榮の敗れし後、此の官(柱國大將軍)遂に廢さる」とあるが、尔朱榮死後に尔朱兆が柱國大將軍に任じられている(川本、前掲書、四〇六頁を参照)。こうした事實誤認をはじめとして、杜撰な作文の跡は枚舉に暇がない。
- (14) この十二軍については、湯勤福「關於宇文泰初置十二軍的若干問題」(『復印報刊資料 魏晉南北朝隋唐史』一九九一一九)に詳しい。
- (15) なお、『資治通鑑』卷一六九、陳紀三、文帝天嘉五(五六四)年の條にも當該文が見えている。胡注を參考にして訓み下せば、「二十四軍及び左右廂に散隸する秦・隴・巴・蜀の兵、并びに羌・胡の内附する者、凡そ二(三)十萬人を徵す」となるが、『周書』本文とはかなりの異同があるので、相互に参照して理解する必要がある。
- (16) 『周書』卷五、武帝紀上、建德元(五七二)年十一月丙午、同二年十一月辛巳、同三年十一月己巳・十二月癸卯などの各條、および同二年六月の「大いに諸軍の將帥を選び、……諸軍の將を集め、勗(つと)めるに戎事を以てす」とある記事を参照されたい。ちなみに、本文の「短衣」は、短衣窄袖の胡服、すなわち戦闘服を指すか。
- (17) 王其禪・周曉薇編著『隋代墓志銘彙考②』(線裝書局、二〇〇七年)、圖版一三三を参照。
- (18) 氣賀澤、前掲書、二七頁の推計を参照。
- (19) 谷川道雄「西魏二十四軍の成立と豪族社會」(『東洋史苑』四〇・四一、一九九三年。同氏著前掲書再録)。
- (20) 菊池英夫「北朝軍制に於ける所謂鄉兵について」(『重松先生古稀記念九州大學東洋史論叢』九州大學文學部東洋史研究室、一九五七年)、谷川道雄「北朝末期の鄉兵について」(『東洋史研究』二〇—四、一九六二年。同氏著前掲書改題再録)、および窪添慶文「魏晉南北朝における地方官の本籍地任用について(一)(二)」(『史學雜誌』八三—一・二、一九七四年。同氏著『魏晉南北朝官僚制研究』汲古書院、二〇〇三年、再録)など。
- (21) 實のところ、鄉兵集團が二十四軍に編入されたことを、簡明直截に示す史料は存在していないが、先學の多くが認めるとおり(氣賀澤、前掲書、六九頁の整理を参照)、この點はまず動かしがたい事實と考えられる。その上で、この司馬裔についていえば、西魏(二十四軍)の本據地である關中に移住し、その後、各地を轉戦していること、および前述した二十四軍の編成過程で現れた「統領鄉兵」政策は、おおむね大統八—十四年頃にかけて、帥都督の軍職・資格を持つ者によって實行されたというが(谷川、前掲書、四三六頁)、司馬裔もこれに該當することなどから、司馬裔の率いる義衆は二十四軍に編入されたと推定して間違いないものと考えられる。

- (22) なお、在地の軍事集團は地元でこそ本領を發揮し、基本的に勝手な移動は許されず(窪添、前掲書、三二七頁)、自らも他郷への遠征は徹底的に嫌うのが普通である(日野開三郎『唐末五代初自衛義軍考』上篇、一九八四年、一二頁)。司馬裔が東西に轉戦し得たのは、この頃の河内司馬氏が必ずしも郷里に根附いた存在ではなく(堀内淳一「北魏における河内司馬氏——北朝貴族社會と南朝からの亡命者——」『史學雜誌』一九一九、二〇一〇年)、本籍地の河内も東魏に失陥して僑郡住まいであり、その意味で移動が比較的自由であったことが一因になったと考えられる。小尾孝夫「南朝宋齊時期の國軍體制と僑州南徐州」(『唐代史研究』一三、二〇一〇年)によれば、南朝では無實土僑郡民が軍役徵發の對象となり、戰力的に大きな比重を占めていたという。人口移動の激しい南北朝期の兵力の實態として、北朝にも通じる部分であろう。
- (23) 濱口、前掲書、二一五・二二一・二二六頁はか參照。
- (24) 魯西奇「西魏北周時代『山南』的『方隅豪族』」(『中國史研究』二〇〇九—)。
- (25) 馬長壽『碑銘所見前秦至隋初的關中部族』(中華書局、一九八五年)。なお、同書には、翻譯稿「碑刻史料からみた前秦隋初期の關中部族」(代表・氣賀澤保規、平成十五・十七年度科研費報告書、二〇〇五年)があり便利である。
- (26) 兼平充明「氏族付氏・呂氏に關する石刻史料」(氣賀澤保規編『中國石刻資料とその社會——北朝隋唐期を中心に——』明治大學東アジア石刻文物研究所・汲古書院、二〇〇七年)。
- (27) 毛漢光「西魏府兵史論」(『中央研究院歷史語言研究所集刊』五八—三、一九八七年。同氏著『中國中古政治史論』聯經出版事業公司、一九九〇年、再録)、二二四頁。
- (28) 谷川、前掲書、四四九頁。
- (29) 代表的な研究として、山下將司「新出土史料より見た北朝末・唐初間ソグド人の存在形態——固原出土史氏墓誌を中心に——」(『唐代史研究』七、二〇〇四年)を挙げるに止める。
- (30) この建德三年詔の解釋をめぐることは、研究者によって見解が異なるが、この點についても、氣賀澤保規「前期府兵制研究序説——その成果と論點をめぐる——」(『法制史研究』四二、一九九三年。同氏著前掲書再録)で整理されているので參照されたい。
- (31) 谷川、前掲書、三八六頁を參照されたいが、「北鎮・關隴の郷兵集團」に河東・河南などの郷兵集團の一部も加えられることは、本文で述べたとおりである。
- (32) 拙稿「北朝末期の『部曲』について」(『史滴』二二、二〇〇〇年)。
- (33) 渡邊前掲注(4)論文、および氣賀澤保規「丁兵制の性格とその展開——西魏大統十三年文書の負擔體系の再検討——」(川勝義雄・礪波護編『中國貴族制社會の研究』京都大學人文科學研究所、一九八七年。同氏著前掲書再録)を參照。
- (34) 氣賀澤保規「東魏——北齊政權下の郷兵集團」(同氏著前

掲書所收)。

- (35) 『北朝樂制史の研究——『魏書』樂志を中心に——』
(代表・渡邊信一郎、平成十六～十九年度科研費報告書、二〇〇八年)、七〇頁。
- (36) 呂春盛「關隴集團の權力結構演變——西魏北周政治史研究」(稻郷出版社、二〇〇二年)、一一六頁。
- (37) 關連する研究は多いが、代表的な研究として、佐川英治「孝武西遷と國姓賜與——六世紀華北の民族と政治——」(岡山大學文學部紀要『三八、二〇〇二年』)を挙げるに止めたい。
- (38) 川本、前掲書、四〇一頁。
- (39) 拙稿「隋煬帝期府兵制の再検討——總管制廢止と都尉官設置について——」(『早稻田大學大學院文學研究科紀要』第四五輯第四分冊、二〇〇〇年)。
- (40) 谷、前掲書、三九頁。
- (41) 關連する研究は多いが、代表的なものとして、川本芳昭「北魏文成帝南巡碑について」(『九州大學東洋史論集』二八、二〇〇〇年)、松下憲一「北魏石刻史料に見える内朝官——『北魏文成帝南巡碑』の分析を中心に」(『北大史學』四〇、二〇〇〇年。同氏著『北魏胡族體制論』北海道大學出版會、二〇〇七年、再録)の二編を挙げるに止めた。
- (42) 川本、前掲書、二二一頁。
- (43) 陳、前掲書、六「兵制」、および呂、前掲書、第四章「宇文泰親信集團與魏周革命」など。
- (44) この点については、曾我部靜雄「日唐の倅人制」(『藝林』五一五、一九五四年)、菊池英夫「六朝軍帥の親軍についての一考察」(『東洋史研究』一八一、一九五九年)を参照。
- (45) 劉蓮芳・王京陽「北周成忠縣開國公茹洪墓志考釋」(『考古與文物』二〇〇二年漢唐考古增刊)、韓理洲輯校編年『全隋文補遺』(三秦出版社、二〇〇四年)、八三頁を参照。
- (46) 中國科學院考古研究所編著『西安郊區隋唐墓』(科學出版社、一九六六年)、九三・一〇六～七頁、および前出『全隋文補遺』、一四五頁を参照。
- (47) 前出『隋代墓志銘彙考③』、圖版二七四を参照。
- (48) 西嶋定生「中國古代帝國成立の一考察——漢の高祖とその功臣——」(『歷史學研究』一四一、一九四九年)。
- (49) 川本前掲注(41)論文、三五～七頁。
- (50) 白鳥庫吉「東胡民族考」(『白鳥庫吉全集4』岩波書店、一九七〇年)、一七〇～一頁。
- (51) 池田溫「唐朝處遇外族官制略考」(『唐代史研究會編』隋唐帝國と東アジア世界』汲古書院、一九七九年)、二七一頁。このほかにも、庫直・庫眞に言及する論考はいくつかあるが、嚴耀中「唐初期の庫眞與察非掾述論」(『史林』二〇〇三—)は多くの實例をあげて、庫眞が北魏・北齊・隋・唐と繼承された鮮卑系の官職であることを論じているので参照のこと。
- (52) 吳鋼主編・張沛編著『昭陵碑石』(三秦出版社、一九九三年)、七三・二〇一頁を参照。

- (53) ソグド人墓誌研究ゼミナール「ソグド人漢文墓誌譯注
(5) 固原出土「史索巖墓誌」(唐・顯慶三年)」「(史・史漢) 三〇、二〇〇八年」を参照。
- (54) 山下將司「隋・唐初の河西ソグド人軍團——天理圖書館藏『文館詞林』「安修仁墓碑銘」殘卷をめぐる——」
『東方學』一一〇、二〇〇五年。
- (55) 拙稿前掲注(39) 論文、前掲注(53) 譯注の考察「隋の都尉官について」を参照。
- (56) 趙萬里編『漢魏南北朝墓誌集釋』(科學出版社、一九五六年)、圖版四九三ほか参照。
- (57) ここで是非とも附言しておきたいのが、本稿で論じた北魏の内官やその系譜を引くであろう親信・庫眞と、モンゴル時代のいわゆる「怯薛(ケシク)」との類似性という問題である。この点については、川本芳昭氏が指摘しておられるほか(川本、前掲書、二七六・五六七頁)、大阪大學の森安孝夫教授からは、庫眞をはじめとして「眞(ゝする人の意)」で終わる稱號は鮮卑で使われていたものであり、同じく接尾辭「赤(○E)」の附くモンゴルにおける怯薛(ケシク)、すなわち君主の側近から發展した支配者集團(火兒赤・昔寶赤など)と關わるであろう、との貴重なご助言を賜った。「凡そ怯薛長の子孫、或いは天子の親信する所に由り……、甚だ親信さるるに非ざれば、預かるを得ざるなり」(『元史』卷九九、兵志二)とある記事を見ると、改めて北朝の親信との關係が注目される。なお、史索巖墓誌や安修仁碑では、庫眞が「下寮(僚)」として卑官扱いを受けているが、「其の官(怯薛)の卑なるは勿論なり」と雖も、年勞既に久しきに及べば、則ち擢んで一品官と爲す(同前)のが、庫眞にも通じる特徴であって、親信・庫眞に起家する意味はやはり大きかったものと考ええる。本稿の所論はこうした見通しに立ったものであるが、隋代以降の詳細については後考に期したい。
- (58) 氣賀澤前掲注(30) 論文を参照。
- (59) この點に關連して、本稿の「はじめに」において、「果たして、兵民一致と分離のいずれが正しいのであろうか」との問題提起をしておいた。これに對する全面的な回答は、唐代を含めた考察を経てからでなければ不可能であるが、恐らく中軍たる二十四軍制は兵民分離的に、外軍たる都督・總管制は兵民一致的に運用されおり、兩者は並列していたと推定される。さらにいえば、本來別個であったこの中軍と外軍が、眞に有機的に組織・運用されるようになったことを制度的に跡づけることができれば、そのような軍制全體を、あくまで研究上の用語としてではあるが、「府兵制」と呼び得るかも知れない。このあたりの詳しい検討は、今後の課題としたい。
- (60) ちなみに、「唐該暨妻蘇洪姿墓誌」(前出『漢魏南北朝墓誌集釋』圖版四八八)に、
君、諱は該、字は文達、河南郡雒陽縣の人なり……。開皇の初めに洎び、將に江表を定めんとし、首めて軍府を置き、英傑を妙選す。君、材雄を以て幕に入り、豪勝もて名を知られ、遠近の推す所となり、特に都督を授けら

る。既にして教兵して棄てず、治兵に典有り、富貴自ら取り、仍りて帥都督の兵を領す……。俄にして天下太平に属び、四表無事なれば、甲を解き鼓を卧せ、馬を散じ牛を休ます。君乃ち病を謝して言(こ)に歸し、冠を挂けて仕えず。

とあり、河南での軍府の廢止と兵士達の歸休状況の一端をうかがい知ることができる。

- (61) 欠端實「隋代の義倉について」(『東方學』五二、一九七六年)。

- (62) 隋末唐初の反亂勢力の例であるが、『舊唐書』卷五六、蕭銑傳に、

時に諸將横恣にして、多く殺戮を専らにす。銑、因りて兵を罷めしめ、陽りて農を營むと言うも、實は將帥の權を奪うなり。

とある。強幹弱枝政策という「府兵制」研究では陳腐化してしまつた嫌いがあるが、恩典としての地着・歸農の背後に潜む、軍權の掌握・軍事の中央集權化というの狙いにも注意すべきであろう。

- (63) 愛宕元「唐代府兵制の再檢討——折衝府の歴史地理的分析——」(『東洋史研究』五六—三、一九九七年)。

- (64) 太田稔「拓跋珪の『部族解散』政策について」(『集刊東洋學』八九、二〇〇三年)。

- (65) 詳しく述べる紙幅は残されていないが、「然無統領」(賀納傳)の「統領」は、部族連合長が、部族という大きな集團をいくつか統率して部族連合體を形成することを指し、一方、「軍府統領」(開皇十年詔)の「統領」は、各地の郷望(郷帥)が、群小の豪右(土豪)という小さな集團をいくつか統率して一つの郷兵集團を形成してきた實態(谷川注(19)前掲論文を参照)を反映した表現であつて、規模に違いはあるが、「統領」=諸集團を統率して一つの大きな集團を形成している點で、言葉の用法として通じる部分があろう。なお、舊式に則つて軍府の「統領」を受けるべしとする開皇十年詔と、賀納が「部族解散」後に諸部を「統領」することがなかったとする賀納傳の記述は、一見したところは矛盾している。しかし太田氏が推定されているように(太田前掲注(64)論文、五〇～五一頁を参照)、部族連合長が「統領」權を剝奪され、部族連合體が各部族單位へと分割された後も、諸部族は比較的近くに散居して舊來のつながりを保持しており、連合の再結成=統領も不可能ではなかったし、個々の部族リーダーは、自前の部族・部民を引き續き統率するケースが多かつたようである。このように、一步踏み込んで詳しい實態を見ていくと、「部族解散」と開皇十年詔の間には、やはり通底する部分があると認められるのである。

text of Northern and Eastern Asia history without severing the early Northern Wei state from the later one by employing the viewpoint that compares it with foreign dynasties that ruled China such as the Yuan, the kingdom of Wa in ancient Japan, and the Former Han, the Han dynasty that preceded the Northern Wei.

THE TWENTY-FOUR ARMY SYSTEM AND THE *FUBING* SYSTEM OF THE WESTERN WEI AND NORTHERN ZHOU

HIRATA Yōichirō

The *fubing* system that was a driving force in the creation of Sui and Tang dynasties is generally thought to have begun with the twenty-four army system of the Western Wei, and its military power too have been composed of local militias of Han people in Western Wei and Northern Zhou during which the influx of warriors of the northern Xianbei peoples were not numerous. Nonetheless, the term *fubing zhi*, the *fubing* system, is not found in contemporary sources, and was invented in a later period. Tracing the *fubing* system back to the Western Wei is also nothing more than a distortion created by later hands.

The local military organizations that comprised the military force of the twenty-four army system were both chronologically, geographically, and ethnically extremely diverse, and the local Han militias of Guanlong 關隴 were no more than one part of it. In the Western Wei and Northern Zhou levies of military service were generally imposed on households, but they resorted to having the local gentry organize military bands and thereby continued the selection and implementation of a method of operating as a pseudo-tribal militia. In addition the existence of a unique system of groups of close advisers, called *qinxin* 親信 and *kuzhen* 庫真, whose lineages could be traced to the inner officers of Northern Wei court, made it possible to control the vast military organization that was the twenty-four army system.

Judging from these special characteristics, the twenty-four-army system can be understood as a pseudo-tribal militia system that was supported by the traditions of the Xianbei. In this regard, it should be positioned in the historical context as a military system located precisely within the lineage of the nomadic military systems such as the twenty-four chiefs of the Xiongnu and of the Mongol thousand-

household system. The imperial edict of the tenth year of Kaihuang, which was promulgated the year after Sui destroyed the Chen, has been taken as revolutionary in creating the ground-breaking *fubing* system, but in actuality, the purpose of the edict was the transfer and settling of military groups who had served for years in Guanzhong, and their essential character as pseudo-Xiangbei tribal militia was maintained thereafter. A common element underlay both the purpose of the imperial edict of the tenth year of the Kaihuang reign and the Northern-Wei policy of dismantling the tribe-centered state, and in order to decipher this reality, one must seek a point of view from which both can be mutually examined and compared.

**THE JAPANESE MONK CHINTEI KAIJU 椿庭海壽 WHO TRAVELED
TO YUAN AND THE RELATIONS BETWEEN JAPAN AND
LATE-YUAN AND EARLY-MING CHINA, WITH AN
INTRODUCTION TO A NEWLY DISCOVERED
BIOGRAPHY OF THE MONK**

ENOMOTO Wataru

The fact that the Japanese monk Chintei Kaiju studied in China during the late-Yuan through early-Ming period has been known from the time of his early-Edo period biography, but a recent survey of historical source materials has newly revealed the existence of the *Chintei oshō gyōjitsu* (The Veritable Deeds of the Venerable Chintei). Although the fact that *Chintei oshō gyōjitsu* is an abridged version and the entire work does not remain intact is problematic, the original work appears to have been compiled as the biography of the patriarch of the Buddhist tradition at Goshin-in 語心院, a sub-temple at Nanzenji, which was a key center for Chintei's school of Buddhism. In this article I considered the following three points-- Chintei's route to China, his activities in China, and the circumstances of his return to Japan on the basis of the biography. The following became clear in this process.

First, Chintei set sail from Kyūshū in the seventh month of 1350 and landed near Liujiagang near the mouth of the Changjiang. Since the 11th century the most common route between Japan and China had been the link between Hakata and